

# 破天荒

教宣部

4941号

2013年

3月25日

化学一般京滋地本  
全竹中労働組合



要請

## 年次有給休暇

入社後6カ月継続勤務  
して全労働日の8割  
以上出勤した労働者に少  
なくとも10日間の年休を  
与えなくてはなりません。  
法律上当然に生じる権利  
です。

竹中では勤続1カ月で  
1日、3ヶ月7日、6カ  
月2日の計10日を与えら  
れます。労働基準法で年休  
は「労働者の請求する時季  
に与えなければならぬ」と  
定められています。

年休取得の目的は自由  
であり、その用途を使用者  
に通知する必要もなく、原  
則として「いつでも自由に  
とり、自由に利用できる」  
権利があります。使用者に  
時季変更権が認められて  
いますが、誰がみても休ま  
れたら会社が正常に動か  
ないという具体的な事情  
がある場合にのみです。

年休取得もエンジ化し  
ています。年休に理由は要  
らない(私用・家族都合・休  
息などももちろん空白でも  
十分)です。心と体にゆと  
りを!お金にゆとりは無  
いですが、年休を取りま  
しょう。

春闘3回目の団体交渉は3月28日です。定年退  
職後65歳までの勤務延長制度(再雇用)について  
改定高齢者等雇用安定法に基づいた会社(案)  
が提示されることになっています。

あつせん

2006年4月施行の  
改定高齢者等雇用安定法  
で、60歳定年後も働くこと  
を希望した場合は、年金が  
満額支給されるまでの期  
間は原則として希望者全  
員を雇用しなければなら  
ないと定められました。  
竹中においては、選別基  
準があり、賃金水準が不透  
明な「甲種嘱託社員就業規  
則」による運用が行われ、  
組合員への賃金差別と見  
られる状況が生じたため、

京都府労働委員会に「幹  
旋」を申請しました。結果  
は「労使双方は定年後の再  
雇用の賃金、労働条件に  
ついて、引き続き誠実に労  
使交渉を行うものとする」  
との「幹旋案」を受け、労  
使とも署名押印しました。  
しかし、その後会社  
は、幹旋案を無視する姿勢  
のまま組合員の再雇用を  
行い、組合の要求に対して  
も「再雇用は甲種嘱託社員  
就業規則により行う」とい



日本国家の法人として  
日本国にしっかりと納税を  
行うことを大前提として、  
社会に貢献していく考え  
は素晴らしい。納税は国民  
の義務でもあります。私た  
ちは竹中の従業員である  
と共に日本国の国民です。  
「裁判員制度」という国

## 社会貢献

家が決めた制度がありま  
す。裁判員に選ばれれば国  
民として義務を果たすこ  
とになります。その従業員  
を暖かい気持ちで支える  
ことも、企業として立派な  
社会貢献だと思います。企  
業活動がもたらす社会へ  
の影響は大きい。社会的

今年8月に再度、法律の  
改正(施行は今年4月)が  
行われ、希望者全員が再雇  
用の対象になります。賃金  
を含む労働条件について  
は特に定められていませ  
んが、厚生労働省の指針で  
「高齢者の就業実態や  
生活の安定等を考慮し、  
適切なものとなるよう  
努めること」と  
と努力義務を課していま  
す。

希望者全員の65歳までの  
雇用  
・夫婦2人が安心して生活  
できる収入を確保でき  
る賃金  
を保障した具体的な内容  
で交渉ができるよう、改定  
案の提示を要請します。  
夫婦2人の生活費はい  
くらあれば良いのか。諸調  
査のデータ、会社の考え  
てもらいたいと思いま  
す。会社は「円と考えて  
いるのだから、賃金水準は  
と明確に、賃金決定の  
基準も明確にすることが  
誠実な交渉が始められ  
ます。

今の制度での再雇用賃  
金実態の開示も必要だと  
思います。



責任(CSR)を果たす、コ  
ンプライアンスの精神が  
ある企業運営を望みます。